

令和5年2月市議会建設水道委員会資料

第11号議案 令和4年度長崎市下水道事業会計補正予算（第4号）

目次	ページ
1 県のJR長崎本線連続立体交差事業に伴う 補償金について……………	3～8
2 下水道事業会計補正予算（第4号）総括表……………	9

上下水道局

令和5年2月

県のJR長崎本線連続立体交差事業に伴う補償金について

1 概 要

中部下水処理場の機能を停止し、西部下水処理場に統合するため、長崎駅周辺整備地区内において新ネットワーク管となる内径 1200 ㎜汚水管推進工事を施工中に地中障害物が支障となり撤去を行ったもの。

この事案は、長崎県が施行する「JR長崎本線連続立体交差事業」の施工区域内で発生したものであり、JR が当該区域の地下構造物を含む旧鉄道施設の残置物を撤去済であることを前提に上下水道局が推進工事に着手したところ、推進工事ルートに地下構造物が残置されており、撤去が必要となったものである。

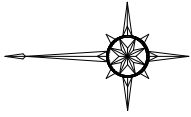
この区域内の地下に残置された旧鉄道施設の撤去に要する費用について、連続立体交差事業において発生した費用は、国が定めた「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」に基づき、長崎県と JR で締結した基本協定の中で、土地所有者の JR ではなく、連続立体交差事業の施行者である長崎県が負担することとされている。

このため、地下埋設物の撤去に関する費用とそれに伴う推進機械が停止した期間の借り上げ料について、長崎県と上下水道局で令和 3 年 8 月に締結した「旧鉄道施設の撤去に関する協定」に基づき、長崎県が補償金として費用の負担を行うもの。

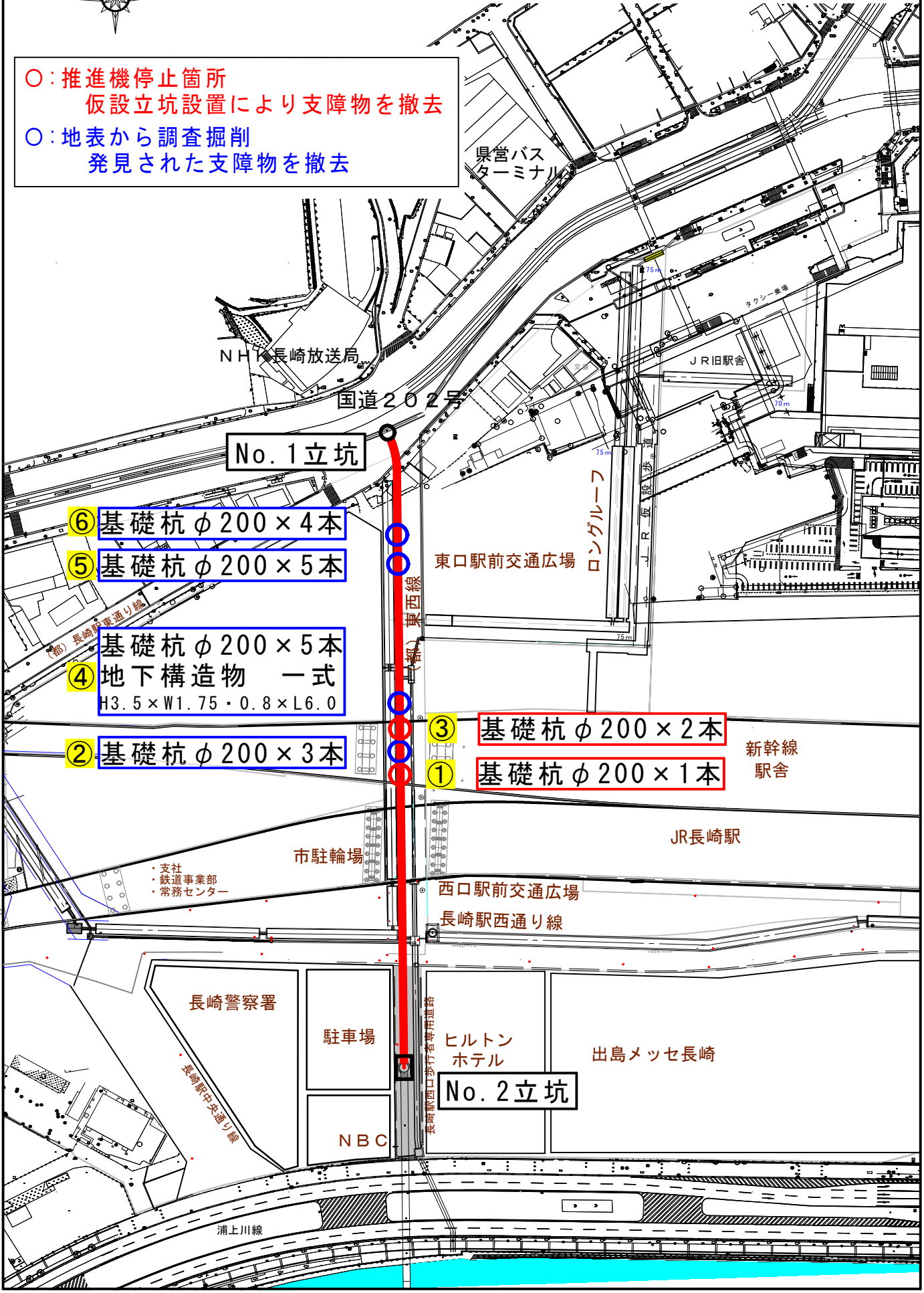
2 経緯

時 期	内 容
令和2年3月末	新長崎駅舎完成
令和2年4月～令和3年1月	JRが旧鉄道施設（線路、地下構造物）の撤去
令和3年2月8日	下水道工事のNo.2立坑工事に着手
令和3年5月24日	下水道工事の推進工事に着手
令和3年7月8日	推進機停止（1回目） 平面図①
令和3年7月9日～8月9日	停止した箇所原因を調査 ①基礎杭1本撤去 管布設ルートを地表から掘削して調査 ②基礎杭3本、⑥基礎杭4本 全て撤去
令和3年8月10日	下水道工事の推進工事を再開
令和3年8月31日	推進機停止（2回目） 平面図③
令和3年9月1日～12月1日	停止した箇所原因を調査 ③基礎杭2本撤去 残りの管布設ルートを深さ1.5mの範囲で調査 ④地下構造物・基礎杭5本、⑤基礎杭5本 全て撤去
令和3年12月2日	下水道工事の推進工事を再開
令和4年1月27日	推進機の到達（No.2～No.1立坑 推進完了）

平面図



- : 推進機停止箇所
仮設立坑設置により支障物を撤去
- : 地表から調査掘削
発見された支障物を撤去



⑥ 基礎杭 φ 200 × 4本

⑤ 基礎杭 φ 200 × 5本

基礎杭 φ 200 × 5本

④ 地下構造物 一式
H3.5 × W1.75 × 0.8 × L6.0

② 基礎杭 φ 200 × 3本

③ 基礎杭 φ 200 × 2本

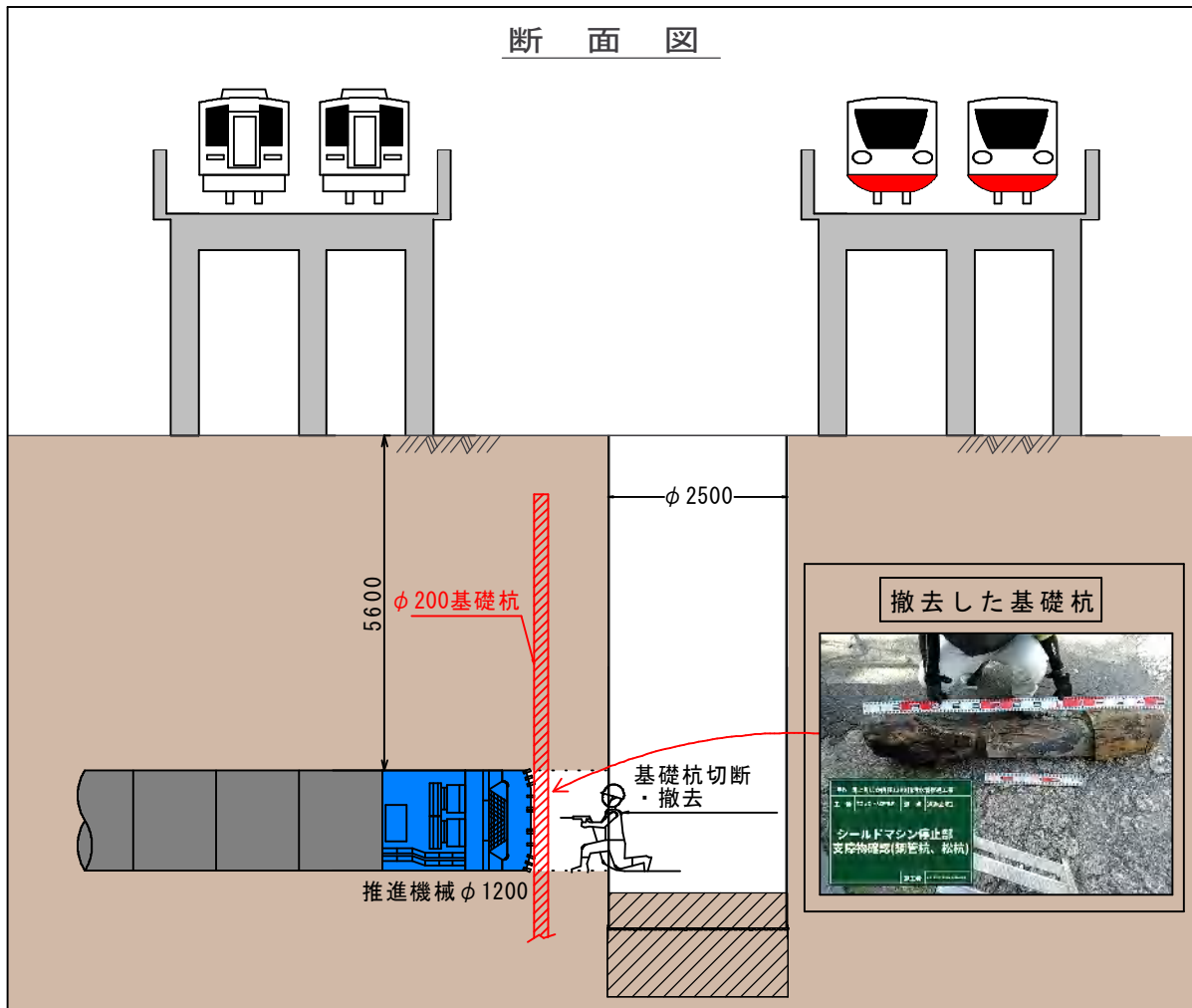
① 基礎杭 φ 200 × 1本

No. 2立坑

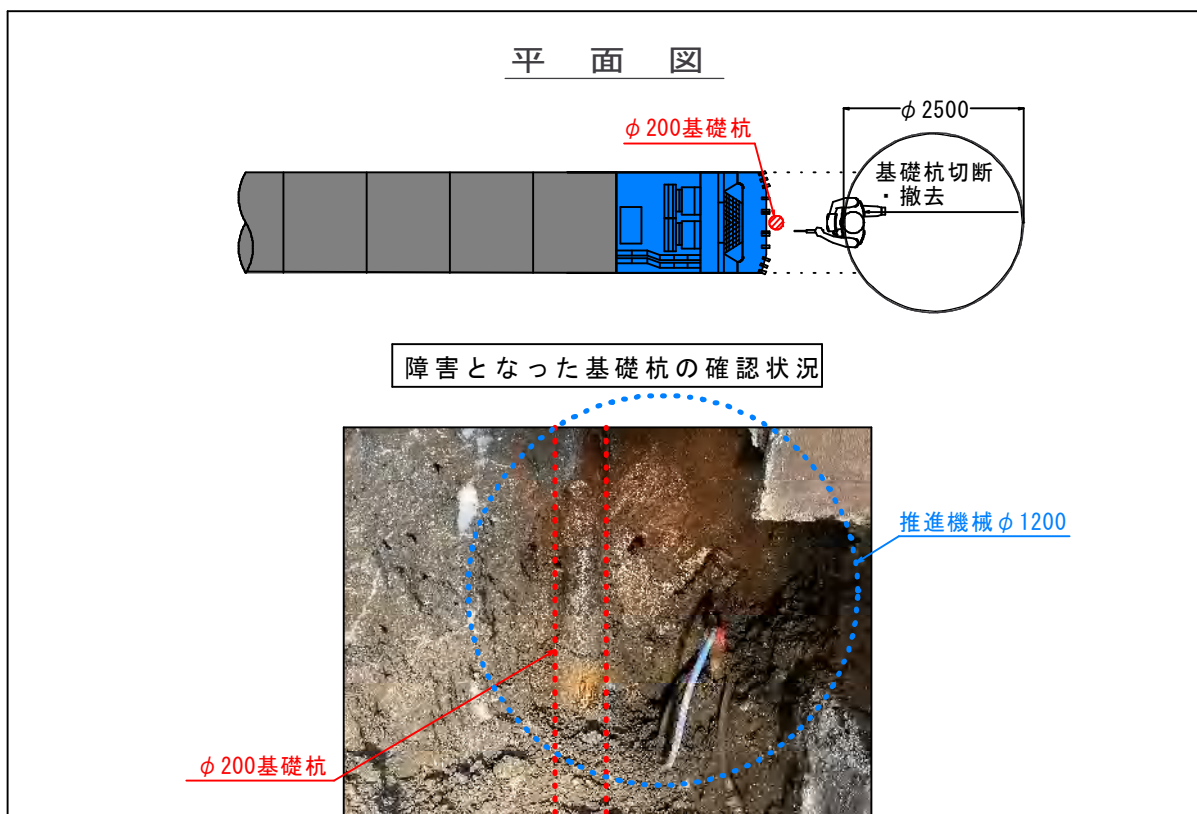
No. 1立坑

基礎杭撤去イメージ図

断面図



平面図



3 県に費用負担を求める根拠

- ・支障となった地下構造物の従前の土地所有者はJRであった。
- ・国が定めた「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」に基づき、都市計画事業施工者（JR長崎本線連続立体交差事業者）の長崎県と鉄道事業者であるJRが平成21年度に事業費や費用負担割合などを定めた基本協定書を締結している。
- ・この基本協定書のなかで、当該区域内で行われる事業の実施にあたって発生した損害は、長崎県がJRと協議の上、長崎県が処理するものと定められている。

今回の地下構造物等が存在したことによって生じた撤去等に係る費用（損害）は、基本協定書の中の損害に該当するものである。

- ・このため、上下水道局が推進工事において支障となった基礎杭などの撤去費用および撤去による工事期間の延長に伴う推進機械の借り上げ料については、長崎県と上下水道局で協議を重ね、長崎県がその費用を負担することを確認し、旧鉄道施設の撤去に関する協定を締結した。

4 補償額の内訳

(1) 基礎杭および地下構造物の撤去

基礎杭 20本 地下構造物 1式 57,190,100円

(2) 障害物撤去による工事期間の延長に伴う推進機械の借り上げ料

139日間 77,650,100円

合計 134,840,200円

5 〈参考〉 污水管推進工事の概要

- (1) 工事名 尾上町ほか内径1200mm汚水管推進工事
- (2) 工期 令和2年10月8日～令和4年9月30日
- (3) 延長 L=275.83m
- (4) 工事費 527,396千円

6 補正額

(単位：千円)

予算科目		当初予算額	補正予算額	計
款	1 資本的収入			
項目	6 補償金	11,600	134,840	146,440
	1 補償金			

7 公共下水道建設事業費の補正後の財源内訳

(単位：千円)

予算科目	事業費	財源内訳					
		企業債 ※1	出資金	国庫補助金	その他 ※2	自己資金	
単独公共 下水道 建設事業費	補正前	1,078,549	775,800	—	—	65,596	237,153
	補正額	—	—	—	—	134,840	△134,840
	補正後	1,078,549	775,800	—	—	200,436	102,313

※1 企業債：下水道事業債（充当率 95%）（交付税措置率 30%）

※2 その他：工事負担金 58,743 千円、受益者負担金 6,853 千円、補償金 134,840 千円

8 下水道事業会計補正予算(第4号)総括表

資本的收入及び支出

(単位:千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入	6,265,990	134,840	6,400,830
1 企業債	2,324,700	—	2,324,700
2 出資金	2,317,970	—	2,317,970
3 受益者負担金・分担金	9,497	—	9,497
4 工事負担金	66,043	—	66,043
5 補助金	1,504,055	—	1,504,055
1 国庫補助金	1,504,055	—	1,504,055
6 補償金	11,600	134,840	146,440
7 貸付金償還金	32,042	—	32,042
8 固定資産売却代金	83	—	83
1 資本的支出	11,060,433	—	11,060,433
1 建設改良費	4,823,770	—	4,823,770
1 単独公共下水道建設事業費	1,078,549	—	1,078,549
2 単独公共下水道雨水建設事業費	245,330	—	245,330
3 単独特定環境保全公共下水道事業費	3,980	—	3,980
4 補助公共下水道建設事業費	2,470,690	—	2,470,690
5 補助公共下水道雨水建設事業費	481,507	—	481,507
6 補助特定環境保全公共下水道事業費	10,400	—	10,400
7 污水改良事業費	125,165	—	125,165
8 新市庁舎建設事業費	315,375	—	315,375
9 営業設備費	46,684	—	46,684
10 リース債務支払額	5,105	—	5,105
11 システム構築費	40,985	—	40,985
2 企業債償還金	6,161,842	—	6,161,842
3 投資	74,821	—	74,821
資本的収支不足額	4,794,443	△ 134,840	4,659,603
補てん財源			
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	263,854	—	263,854
損益勘定留保資金	3,279,996	△ 134,840	3,145,156
減債積立金	1,250,593	—	1,250,593